

第三十三号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。
第二条の表一の項を次のように改める。

一 削除

第二条の表二の項ル中「ヌ」を「カ」に改め、同項中ルをヨとし、ニからヌまでをチからカまでとし、ハの次に次のように加える。

二 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条の五第一項の規定による通知の受理

ホ 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の五第二項の規定による園児の状況その他の通知等に係る事実を確認するための措置

ヘ 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の五第三項の規定による設置者に対する指導又は助言その他の園児の安全な環境を確保するために必要な措置ト 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の六第一項の規定による同法第二十七条の五第二項又は第三項に規定する措置の内容、当該措置に係る園児の状

況等の報告

第二条の表七の項の次に次のように加える。

各特別区

七の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第十条第一項の規定による特定開発行為の許可

ロ 法第十三条（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可における条件の付加

ハ 法第十五条（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定開発行為に係る国又は地方公共団体との協議

ニ 法第十六条第二項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可又は不許可の通知

ホ 法第十七条第一項の規定による特定開発行為の変更の許可及び同条第三項の規定による軽微な変更の届出の受理

ヘ 法第十八条第一項の規定による対策工事等の完了届の受理、同条第二項の規定による検査及び検査済証の交付並びに同条第三項の規定による対策工事等の完了の公告

ト 法第二十条の規定による対策工事等の廃止の届出の受理

チ 法第二十一条の規定による監督处分

リ 法第二十二条第一項の規定による立入検査

ヌ 法第二十三条の規定による報告又は資料の提出の要求、助言及び勧告

第二条の表二十三の項を次のように改める。

二十三 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例（令和八年東京都条例第 号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 条例第四条第一項及び第二項の規定による宅地開発区域内における無電柱化の実施計画の届出の受理

ロ 条例第四条第三項の規定による宅地開発区域内における無電柱化の実施計画の変更の届出の受理

ハ 条例第五条第一項及び第二項の規定による報告の要求又は調査

ニ 条例第六条第一項の規定による助言

ホ 条例第六条第二項から第四項までの規定による指導又は勧告

ヘ 条例第七条第三項の規定による公表及び同条第四項の規定による意見を述べる機会の付与

第二条の表三十五の三の項中「平成十八年法律第七十七号。」を削り、同項ネ中「カ及びソ」を「ソ及びラ」に改め、同項中ネをウとし、ワからツまでをレからムまでとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 法第二十七条の五第一項の規定による通知の受理

カ 法第二十七条の五第二項の規定による園児の状況その他の通知等に係る事実を確認するための措置

ヨ 法第二十七条の五第三項の規定による設置者に対する指導又は助言その他の園児の安全な環境を確保するために必要な措置

タ 法第二十七条の六第一項の規定による法第二十七条の五第二項又は第三項に規定する措置の内容、当該措置に係る園児の状況等の報告

各特別区

児童相談
所設置市
児童相談
所設置市
児童相談
所設置市
児童相談
所設置市

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条の表二十三の項の改正規定は、東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例（令和八年東京都条例第 号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改める必要がある。